

「三重県地球温暖化対策総合計画」の改定について

1 計画改定の背景

(1) 國際的な動向

- 2016年に発効した2020年以降の気候変動問題に関する国際枠組みであるパリ協定は、世界全体の平均気温の上昇を2℃を十分に下回るものに抑えるとともに1.5℃に抑えるための努力を継続すること、このために世界全体で今世紀後半のカーボンニュートラル達成をめざすこと等を定めています。
- 2025年11月にブラジル・ベレンで開催された第30回国連気候変動枠組条約締約国会議（COP30）では、①パリ協定10周年、②交渉から実施への移行、③実施・連帶・国際協力の加速の三点を柱とし、緩和や資金といった分野を横断した幅広い内容が盛り込まれた「グローバル・ムチラオ決定」がなされました。
- アメリカ合衆国が2026年1月27日を以ってパリ協定から再び正式に脱退しますが、パリ協定を着実に実施することの重要性は損なわれておらず、また、脱炭素の取組は世界的な潮流となっています。

(2) 国内の動向

- 国は、2025年2月に改定した「地球温暖化対策計画」において、2030年度目標と2050年ネット・ゼロを結ぶ直線的な経路を弛まず歩んでいくことを示しました。
- また、2050年ネット・ゼロに向け、2035年度及び2040年度の削減目標を明確にし、目標達成に資する対策・施策を示しました。そのなかで、2026年度から2030年度までの5年間を新たに地域脱炭素の実行集中期間と位置づけました。
- さらに、NDC（国が決定する貢献）達成に向け、「地球温暖化対策計画」、「第7次エネルギー基本計画」及び「GX2040 ビジョン」を一体的に対策・施策を実施することとしました。

(3) 三重県の取組状況

- 本県では、2019年12月に「ミッショントゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言し、また、地球温暖化対策の推進に関する法律で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画及び気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画として位置付けた「三重県地球温暖化対策総合計画」（計画期間：2021年度から2030年度までの10年間）を2021年3月に策定しました。
- 国が2021年10月に「地球温暖化対策計画」を改定したことをふまえ、県は2023年3月に計画を改定し、県域から排出される温室効果ガスを2030年度において基準年度である2013年度と比べて47%削減、県の事務事業（三

重県庁における事務・事業の実施により排出される温室効果ガス）により排出される温室効果ガスを52%削減とする目標を掲げ、具体的な削減に向けた取組を推進してきました。

- 2022年度の吸収源活動による吸収量を含めた三重県域の温室効果ガス排出量は、22,819千t-CO₂となり、「三重県地球温暖化対策総合計画」の基準年度である2013年度と比べて16.4%の減少、前年度と比べて4.0%の減少となっています。（別紙図1）
- 県の事務事業における2024年度の温室効果ガス排出量（下水道事業、水道・工業用水道事業を除く）は、46,972t-CO₂であり、2013年度と比べて20.3%減少、前年度と比べて3.8%増加しました。（別紙図2）

2 計画改定の趣旨

国の動向をふまえ、「三重県地球温暖化対策総合計画」について、国の「地球温暖化対策計画」と整合を図り、中長期的な観点で検討するとともに、2030年度の削減目標達成に向け実効性をより高めるため、以下の事項について見直しを進めることにより、改定します。

- 区域施策及び県の事務事業における削減目標達成に向けた必要な見直し（地域脱炭素の推進に向けた新たな施策の検討も含む）
- その他気候変動への適応に必要な見直し

3 今後のスケジュール（案）

令和7年 12月	三重県環境審議会（諮問・部会の設置）
令和8年 1月以降	三重県環境審議会部会による詳細審議
12月	パブリックコメント 市町等への意見照会
令和9年 1月～2月	三重県環境審議会（最終案） 三重県環境審議会から答申
3月	計画改定

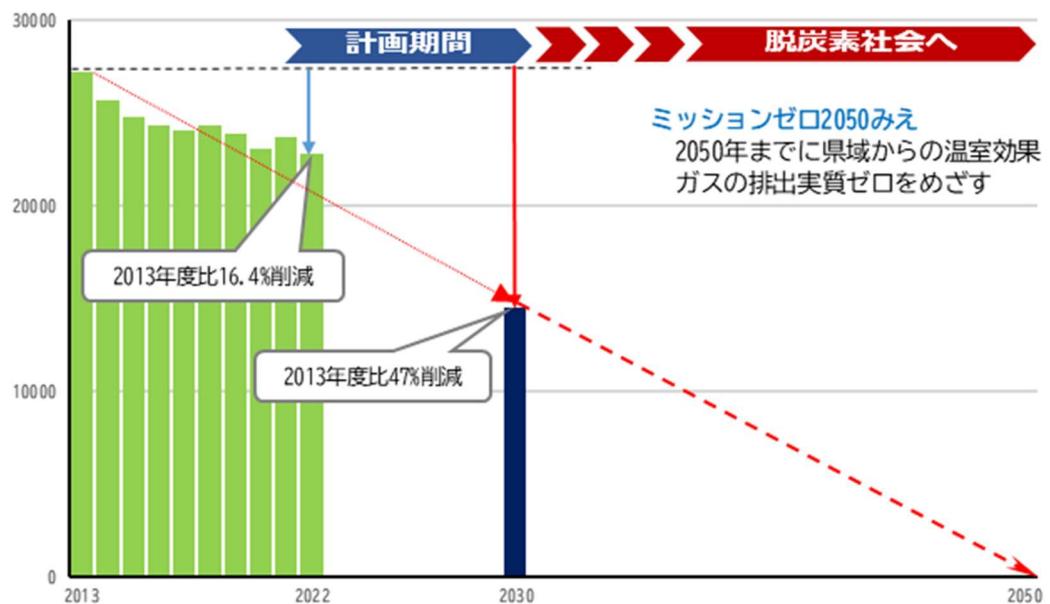


図1 2030年度に向けた削減目標と2050年に向けた削減イメージ（県域）

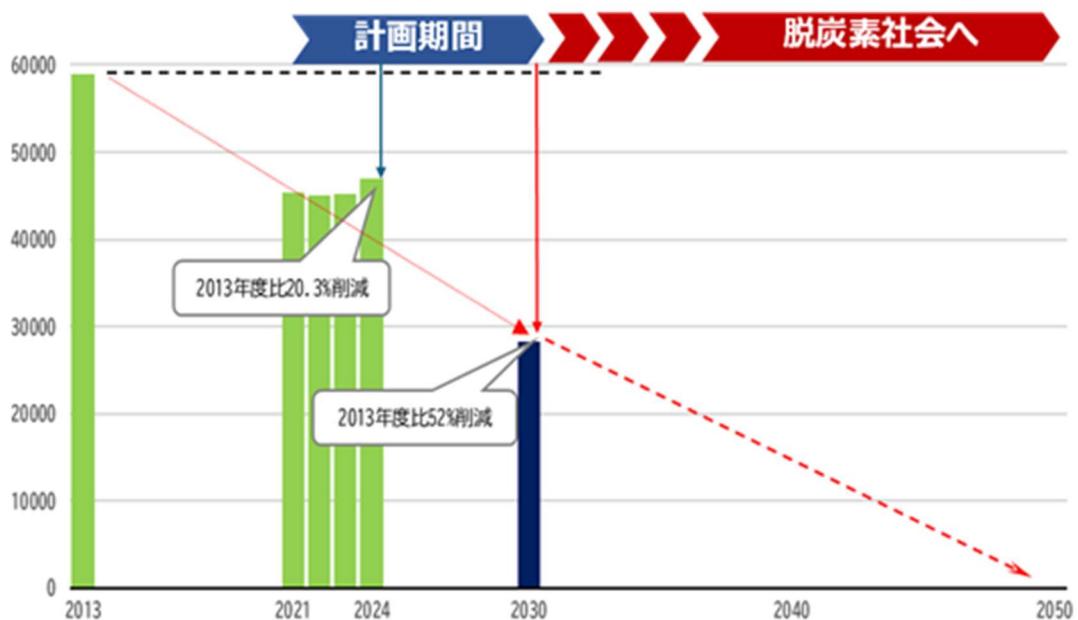


図2 2030年度に向けた削減目標と2050年に向けた削減イメージ（県の事務事業）

第1章

総論

背景

- 世界各地で記録的熱波やハリケーン被害、大規模森林火災など、人類がこれまで経験したことがないような**地球規模の危機**に直面しています。
- 全ての国が参加する「**パリ協定**」が 2020 年からスタートし、気候変動対策は国際的に新しいステージに入りました。
- 我が国の温室効果ガス削減目標について、2030 年度において **2013 年度比 46% 削減**（さらに 50% の高みに向けて挑戦）し、2050 年までにカーボンニュートラル、脱炭素社会の実現をめざすことが宣言されました。
- 三重県は、2019 年 12 月に、2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロをめざす「ミッションゼロ2050みえ～脱炭素社会の実現を目指して～」を宣言しました。

計画の基本的事項

策定趣旨

「三重県地球温暖化対策実行計画」(2012 年 3 月策定) を改定するとともに、現在及び将来の気候変動影響による被害を防止・軽減するため、三重県の特性に即した適応策を推進する計画を新たに盛り込んだ総合的な計画として本計画を策定

位置付け

- ✓ 地球温暖化対策推進法で策定が義務付けられた地方公共団体実行計画
- ✓ 気候変動適応法に基づく地域気候変動適応計画
- ✓ 「三重県環境基本計画」の基本方針やめざすべき姿をふまえた個別計画

計画期間

2021 年度から 2030 年度までの 10 年間

2030年度に三重県がめざす姿

県民一人ひとりが脱炭素に向けて行動する持続可能な社会

- ✓ 2050 年までに県域からの温室効果ガスの排出実質ゼロとなった脱炭素社会の実現をめざします。
- ✓ 県民一人ひとりが脱炭素社会を共通のゴールとして認識したうえで、その実現に向けた取組を推進します。
- ✓ あらゆる主体が共有・共感し、一体となって取組を進めます。

基本的な方向

- ① 温室効果ガス排出量を削減する「緩和」と、気候変動影響を軽減する「適応」を、**気候変動対策の両輪**として施策を推進します。
- ② SDGs の観点をふまえた環境、経済、社会の統合的向上をめざします。
- ③ さまざまな主体（県民、事業者、金融機関、民間団体、教育・研究機関、他の地方公共団体等）との協創を重視します。
- ④ 新型コロナウイルス危機からの復興を**気候変動対策とともに**進めます。

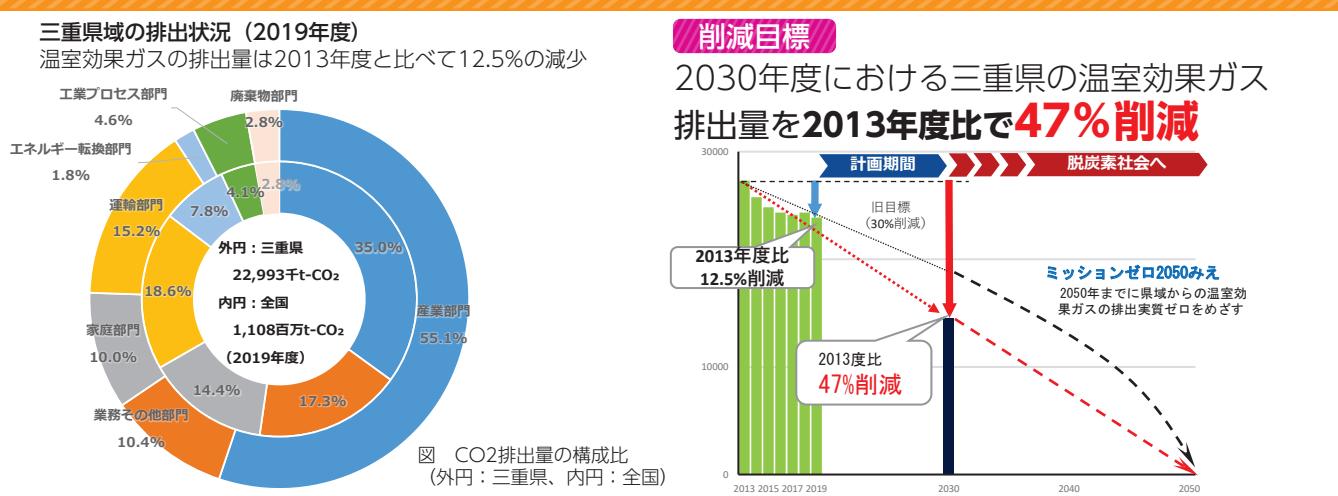
第2章

温室効果ガスの削減

これまでの取組

- 2012年3月 三重県地球温暖化対策実行計画を策定
- 2014年4月 三重県地球温暖化対策推進条例を施行
- 2021年3月 三重県地球温暖化対策総合計画を策定
- 2023年3月 三重県地球温暖化対策総合計画を改定

温室効果ガスの排出状況及び2030年度における削減目標



削減に向けた取組

温室効果ガスの排出削減対策	産業・業務部門	温室効果ガスの計画的な削減 (計画書制度、アドバイザー派遣、ZEB)
		環境経営の普及 (脱炭素経営、テレワーク)
	家庭部門	環境・エネルギー関連産業の振興
		脱炭素型ライフスタイルへの転換 (地産地消、エシカル消費)
	運輸部門	住宅の脱炭素化 (ZEH、省エネ家電、長期優良住宅)
		移動・輸送の脱炭素化 (次世代自動車、エコ通勤、再配達抑制、ゼロカーボンドライブ)
	部門・分野横断的対策	公共交通の充実 (次世代モビリティ等)
		道路交通流対策 交通(渋滞の緩和、交通の円滑化)
	その他	再生可能エネルギーの普及促進 (自家消費型太陽光発電設備、再エネ利用促進)
		未利用エネルギーの利用促進 (木質バイオマス、廃棄物)
	吸収源対策	市町における脱炭素への取組の促進 (エネルギーの地産地消)
		メタン・一酸化二窒素の排出抑制 (資源のスマートな利用)
		フロン類の管理の適正化 (維持管理技術水準、ノンフロン製品)
		森林の保全 (森林管理、県産材の利用)
		緑地保全・緑化推進 (緑化活動、都市緑地)
		環境保全型農業の推進
		藻場づくりの推進
		CO ₂ 回収等に関するイノベーションの促進

促進区域に関する都道府県基準の設定

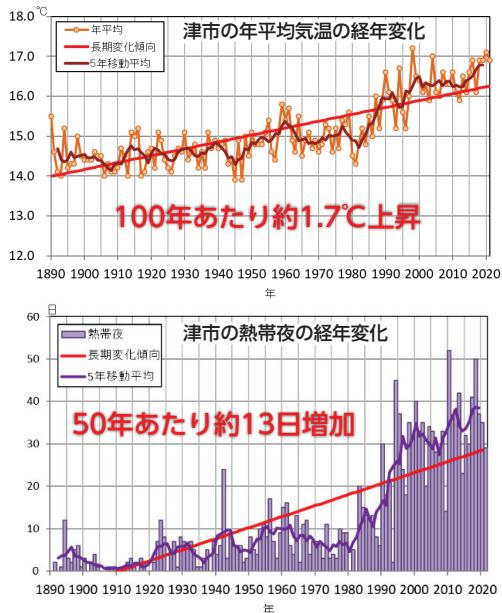
三重県の自然的・社会的条件に応じた環境の保全への適正な配慮が確保されるよう、**太陽光発電施設**について**促進区域に関する三重県基準**を定めました。

第3章

気候変動への適応

気候変動の影響と三重県における適応策の基本的な考え方

気候変動の影響



三重県における適応策の基本的な考え方

順応的適応

- 地域特性に応じた取組対象の選定
- 不確実性を考慮した順応的な対応
- 課題の共有と産学官の連携

モニタリング

- モニタリング対象の選定
- 影響を迅速かつ適切に把握するモニタリングの実施

影響の予測

- 影響予測に関する情報の収集・整理 / ○影響予測の実施

情報の提供・共有

- 影響予測結果の情報提供と共有

適応策の検討

- 影響・予測結果に基づく適応策の検討
- 取組対象の個別計画の策定

適応策の実施

- 適応策の実施 / ○計画的な推進

実施状況の把握

- 適応策の実施状況の把握 / ○計画的な推進

今後進めていく主な適応策

農林水産関係

- ◆ 高温によるコメの品質低下への対策
- ◆ うんしゅうみかんの日焼け対策、浮皮対策
- ◆ 早生性で、かつ炭疽病につよい「かおり野」の普及
- ◆ 畜産における暑熱対策
- ◆ 力キのへい死の軽減に向けた漁場環境のモニタリング、養殖管理の適正化の促進
- ◆ 真珠養殖では、「アコヤタイムライン」により、適正な養殖管理を推進



健康分野

- ◆ 「熱中症警戒アラート」を活用した啓発活動など、幅広い世代への熱中症対策の推進
- ◆ 県内感染症発生情報などの収集・分析、県民や医療関係者などへの迅速な情報提供

自然災害分野

- ◆ 県が管理する河川の整備
- ◆ 「Myまっぷプラン+(プラス)」を活用した個人の避難計画・地区防災計画の策定の支援
- ◆ 「三重県版タイムライン」運用・検証
- ◆ 河川の堆積土砂撤去
- ◆ 市町が取り組む内水ハザードマップの作成支援
- ◆ 土砂災害防止施設の整備や基礎調査、土砂災害警戒区域などの指定

産業・経済活動・その他

- ◆ 大規模自然災害発生時の被害軽減と迅速な復旧を促すBCP(事業継続計画)等の策定支援

水環境・水資源分野

- ◆ 公共用水域などの継続的な水質監視
- ◆ 水の安定供給に向けて、既存水源の安定的な確保への取組

自然生態系

- ◆ 三重県自然環境保全条例に基づく希少野生動植物の保全
- ◆ 自然公園や三重県自然環境保全地域などの適切な管理

体制の確保

- ◆ 一般財団法人三重県環境保全事業団に三重県気候変動適応センターを確保
- ◆ 同センターを中心に、プラットフォームの構築、気候変動影響等に関する知見の集積

第4章

三重県庁の取組

三重県庁の取組

削減目標

県の事務事業に伴う温室効果ガスの排出を 2013 年度比 **52% 削減**

主な削減取組

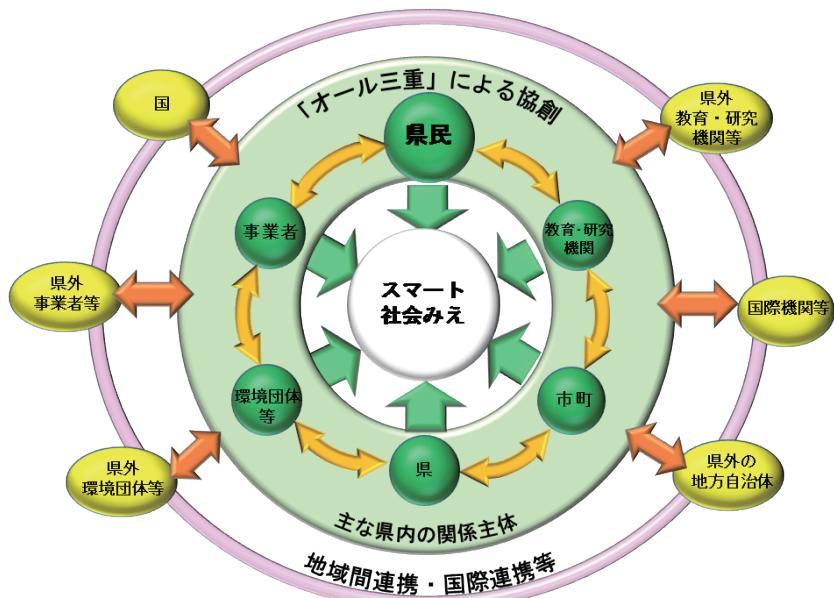
- 県有施設全体に 2030 年度までに LED 照明を導入する取組を進めます。
- 公用車の新規購入・更新の際には原則電動自動車とします。
- 県有施設への自家消費型太陽光発電設備の導入を促進します。
- PPA モデル等による再エネ導入や県有施設での再エネ電力の調達を検討します。
- 新規建築物については、原則 ZEB oriented 相当以上とすることをめざします。

第5章

計画の推進

計画の推進

- 県民、事業者、行政等がそれぞれの役割を果たしつつ、各主体が連携して気候変動対策を推進。
- 県民の環境意識の向上につながる普及啓発の促進
- 毎年度の温室効果ガスの排出状況や計画の進捗状況等を公表・評価し、対策の追加・拡充など継続的に改善
- 気候変動に関する国内外の状況、社会経済情勢の変化等をふまえ、必要に応じて計画の見直しを実施



三重県環境生活部地球温暖化対策課

〒514-8570 三重県津市広明町 13
TEL 059-224-2368 FAX 059-229-1016
E-mail earth@pref.mie.lg.jp
URL <https://www.pref.mie.lg.jp/eco/ondanka/index.htm>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。